

たっこにんにくイメージキャラクター「たっこ王子」使用規程

(平成23年5月26日 制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、地域団体商標「たっこにんにく」のブランド戦略の一環として作成した、たっこにんにくイメージキャラクター「たっこ王子」(以下「たっこ王子」という。)の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(たっこ王子の仕様等)

第2条 「たっこ王子」の仕様は、別に定める「たっこ王子」デザインマニュアルに基づくものとする。

2 「たっこ王子」に関する一切の権限は、田子町に帰属する。

(使用の申し込み)

第3条 「たっこ王子」を使用しようとする者は、「たっこ王子」使用承認申請書(別記様式第1号)(以下「申請書」という。)を田子町長(以下「町長」という。)に提出し、町長の承認を受けなければならない。ただし、次の各号に該当する場合は、この限りではない。

- (1) 国、地方公共団体、学校等が業務の目的で使用する場合
- (2) 報道機関が町政に係る報道及び広報の目的で使用する場合
- (3) 田子町観光協会、田子町商工会及びJ A八戸が田子町のイメージアップ向上と観光の振興又は産業の振興の目的で使用する場合
- (4) その他、申請書の提出を要しないと町長が認めた場合

(使用承認の基準)

第4条 町長は、前条に規定する申請書を受理した場合、その内容を審査し、使用を承認したときは、「たっこ王子」使用承認通知書(別記様式第2号)を当該申請者に交付するものとする。

2 町長は、「たっこ王子」の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、使用を承認しないものとする。

- (1) 田子町及びたっこにんにくの信用・品位を害するものと認められる場合
- (2) 消費者の利益を害するものと認められる場合
- (3) 公序良俗に反するものと認められる場合
- (4) 事業所等が自己のシンボルマーク又は商標、意匠として使用すると認められる場合
- (5) 政治活動や宗教活動に関するものと認められる場合
- (6) その他、町長が不相当と認める場合

(使用上の遵守事項)

第5条 「たっこ王子」を使用するに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 申請書に記載した目的、使用方法のみで使用する事。
- (2) 別に定める「たっこ王子」デザインマニュアルに従って正しく使用すること。
- (3) 使用者は、その権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。
- (4) 当該使用に係る物件の写真又は完成見本等速やかに町長に提出すること。
- (5) その他、町長が特に付した条件がある場合は、その条件に従って使用すること。

(使用内容の変更等)

第6条 「たっこ王子」を使用する者が、当該使用に係る内容を変更又は使用を中止し

ようとするときは、速やかに「たっこ王子」使用変更（中止）承認申請書（別記様式第3号）（以下「変更申請書」という。）を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の変更申請書を受理した場合には、その内容を審査し、適当と認めるときには、「たっこ王子」使用変更（中止）承認通知書（別記様式第4号）を交付するものとする。

（使用承認の取り消し等）

第7条 町長は、次の各号に該当する場合は、使用承認を取り消し、使用者に対し、使用物件等の回収、廃棄等の措置を請求することができるものとする。

- (1) 「たっこ王子」を使用する者が、この規程に違反した場合
- (2) 「たっこ王子」を使用する者が、使用承認に付した条件に違反した場合
- (3) 申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合
- (4) その他「たっこ王子」の使用継続が不適當であると認められた場合

- 2 町長は、「たっこ王子」を使用する者に対し、その使用状況等を報告させ又は調査することができるものとする。

（使用の期間）

第8条 「たっこ王子」を使用できる期間は、使用承認の通知を受けた日から、起算して3年とする

- 2 前項の使用期間満了後に引き続き使用する場合は、「たっこ王子」使用継続申請書（別記様式第5号）を田子町長に提出し、田子町の指示に従い改めて使用承認を受けるものとする。
- 3 町長は、前項の継続申請書を受理した場合には、その内容を審査し、適当と認めるときには、「たっこ王子」使用継続承認通知書（別記様式第6号）を交付するものとする。

（使用料）

第9条 「たっこ王子」の使用料は無料とする。

（経費等の負担）

第10条 田子町は、本規程により「たっこ王子」の使用承認を行った事業に対し、その実施に関する経費又は役務を負担しない。

（損失補償等の責任）

第11条 田子町は、「たっこ王子」の使用に係る損失補償について、一切の責任を負わない。

（補則）

第12条 この規程に定めるものの他、「たっこ王子」の使用に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年 6月 1日から施行する。

附 則 （平成26年 5月31日一部改正）

この規程は、平成26年 6月 1日から施行する。

付 則 （令和 2年 6月30日一部改正）

この規程は、令和 2年 7月 1日から施行する。